

インサイダー情報管理規程

制 定 平成16年 3月 30日

改 定 平成17年 4月 26日

平成18年10月 1日

平成26年 6月 1日

平成28年 6月 24日

フランスベッドホールディングス株式会社

インサイダー情報管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、証券取引の公正性と健全性に貢献し、証券市場における当社の信頼を確保するため、当社の役員および従業員が業務上取得した内部情報（投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす未公表の重要事実で、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）第166条第2項で定められた別表に列挙する事項をいう。以下同じ。）の管理および特定有価証券等（当社の株券、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債等金商法第163条第1項で定める特定有価証券等をいう。以下「株式等」という。）の売買その他の有償の譲渡譲受け（以下「売買等」という。）に際し遵守すべき基本的事項を定め、適時開示の推進および内部者取引（当社の役員および従業員がその業務上取得した当社または当社の関係会社（親会社、子会社、関連会社）の内部情報を知りながら、株式等の売買等を行うことをいう。以下同じ。）の未然防止を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程の対象者は、当社の役員（執行役員、顧問等を含む、以下「役員等」という。）および従業員（パートタイマーおよび嘱託社員等を含む、以下「従業員等」という。また、以下「役員等」および「従業員等」を併せて「役職員等」という。）とする。

2. 前項の立場でなくなった後も1年以内の期間については、本規程並びに金商法および関係法令、内閣府令、およびその他関連法規を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第3条 本規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) インサイダー情報とは、当社の経営ならびに業務等に関する重要な未公表の事実をいい、その具体的な項目および該当する重要性の判断基準は別表「重要事実と軽微基準」のとおりとする。
- (2) インサイダー取引とは、当社の役職員等がインサイダー情報を知りながら、当社の株式等の売買等を行うことをいう。

(インサイダー情報の発生)

第4条 インサイダー情報は、別表「重要事実と軽微基準」に照らし、重要事実と定める事項の

決定があったとき、または重要事実と定める事項が生じたときに発生したものとみなす。
(関係会社等の情報)

第5条 関係会社および取引先の経営ならびに業務等に関する情報についても、当社のインサイダー情報と同様の取扱を行う。

第2章 当社に関する情報管理

(情報管理責任者および情報管理部門の設置)

第6条 内部情報の管理、証券取引所への対応および内部情報の適時開示の管理の責任者として情報管理責任者を置く。

2. 情報管理責任者は、情報管理委員会委員長とする。
3. 情報管理責任者は、インサイダー情報を管理し、必要と認めるときは関連する部署にその情報を伝達する。

(室長等の情報管理)

第7条 室長もしくは室長の役職に準ずるもの（以下、「室長等」という。）は、本規程に従い伝達されたインサイダー情報および当該室に関わるインサイダー情報の管理を行う。

2. 室長等は、前条の規定により伝達されたインサイダー情報を文書にて管理し、室長等の判断により必要と認めるときは、業務執行上、必要な者に必要な範囲に限ってその情報を伝達することができる。
3. 室長等は、インサイダー情報の社内外への漏洩防止に必要な措置を講じる。

(インサイダー情報の照会及び助言等)

第8条 当社の役職員等は、取得した情報がインサイダー情報に該当するかどうか疑問が生じたときは、情報管理委員会に照会するものとする。

2. 情報管理責任者は、インサイダー情報の適正な管理および適時の開示を確実に実施するため、必要に応じて各部門に対して適切な助言および指導を行う。

(インサイダー情報の管理および管理方法)

第9条 当社の役職員等は、業務上取得したインサイダー情報を本規程に定めるところに従い、厳重に管理し機密保持に努めなければならない。

2. インサイダー情報が発生した場合、役員等は直ちに情報管理責任者に報告する。また、従業員等は直ちに所属部署の室長等および情報管理委員会に報告する。

(インサイダー情報管理2)

(インサイダー情報伝達の禁止)

第10条 当社の役職員等は、業務上取得したインサイダー情報をみだりに他人に伝達してはならない。

2. 弁護士・公認会計士・税理士・顧問および関係会社等の外部関係者に対する伝達についても、社内の役職員等に対する伝達と同様とする。
3. 配偶者・家族および友人等の外部者には、インサイダー情報を話題にしてはならない。
4. 休憩室およびエレベータ等の共用の場所において、インサイダー情報を伝達してはならない。
5. 公衆の場でインサイダー情報を話題としてはならない。特に電車およびタクシー等の乗物ならびに飲食店等の社外における会話には、十分な注意を払わなくてはならない。

(内部情報書類などの管理)

第11条 役職員等は、内部情報を記載した書類などがみだりに他人の目に触れることがないように、厳重な管理に努めなければならない。

(重要書類の社外委託)

第12条 役職員等は、重要書類および資料の作成並びに印刷を外部に委託する場合、秘密保持契約を結ぶなど、秘密保持につき必要な措置を講じなければならない。

第3章 インサイダー情報の公表

(公表が必要な場合)

第13条 インサイダー情報に関し、次に掲げる事項が明らかになった場合は、金商法および関係政令・内閣府令、その他関連法規に基づき、迅速・正確かつ公平に公表するものとする。

- (1) インサイダー情報に属する事実が取締役会等の業務執行機関において決定されたとき
- (2) 公表された事実が行われなかったことが決定されたとき
- (3) 事実の発生が確実となったとき
- (4) 虚偽の情報が流布されていることが明らかになったとき

(インサイダー情報の公表)

第14条 公表とは次の場合をいう。

- (1) 有価証券届出書および有価証券報告書、半期報告書または臨時報告書に、それぞれ

の情報が記載されている場合において、金商法第25条の規定により公衆の縦覧に供されたとき

(2) 当該インサイダー情報を次に掲げる報道機関のうち、2つ以上の報道機関に公開したときから12時間が経過したとき

①国内において、時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞社および当該新聞社で時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

②国内において、産業および経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞社

③日本放送協会および放送法に基づく一般放送事業者

(3) 上場する各証券取引所の規則に従い重要事実等を証券取引所に通知し、当該通知を受けた証券取引所において内閣府令で定める電磁的方法により公衆縦覧に供されたとき

2. 公表する内容・時期・方法および表現については、情報管理責任者が情報管理委員会での協議の上これを決定する。

(報道機関等の取材への対応)

第15条 公表したインサイダー情報に関する報道機関等の取材、インベスター・リレーションズ(IR)に関する取材については、原則として経営企画グループが応ずる。

2. 前項において、必要と認められるときは、他の者が立会い取材に応じることができる。

第4章 インサイダー情報解除

(インサイダー情報の解除)

第16条 インサイダー情報は、次の場合に解除される。

(1) 会社の決定機関においてインサイダー情報を解除することを決定したとき

(2) インサイダー情報が公表されたとき

2. インサイダー情報を経営企画グループが公表したときは、情報管理責任者にその旨を遅滞なく、通知しなければならない。

3. 情報管理責任者は、インサイダー情報の解除があったとき、遅滞なく、先にそのインサイダー情報を伝達した役員等もしくは当該部署の室長等にその旨を伝達しなければならない。また当該部署の室長等は遅滞なく、情報を伝達した従業員等にその旨を伝達しなければならない。

(インサイダー情報管理4)

第5章 自社株式等の売買

(売買の事前届出義務等)

第17条 当社の役員等が自社株式等の売買を行う場合には、事前に情報管理責任者に届け出なければならない。情報管理責任者は、インサイダー情報が存在すると認めるときは、売買を差し止めなければならない。

2. 従業員等が自社株式等の売買を行う場合には、事前に情報管理委員会に届け出なければならない。情報管理委員会は、インサイダー情報が存在すると認めるときは、売買を差し止めなければならない。但し、フランスベッドホールディングス従業員持株会による売買は、「フランスベッドホールディングス従業員持株会規約」の定めによるものとする。

3. 当社の役職員等は、自社株式等につき信用取引をしてはならない。

(役員 of 自社株式等の売買)

第18条 当社の役員が自社株式等の売買を行ったときは、翌月15日までに売買報告書を財務局に提出しなければならない。なお、売買報告書は、証券会社に委託して売買を行ったときは、当該証券会社を経由して提出するものとする。この場合、売買に際して証券会社に対し、自身が当社の役員である旨を申告しなければならない。

2. 当社の役員が自社株式等の買付を行った後満6ヵ月以内に売却し、または売却した後、満6ヵ月以内に買付けて利益を得た場合には、金商法第164条の規定するところに従って、その得た利益を会社に提供しなければならない。

(売買の禁止)

第19条 当社の役職員等は、インサイダー情報を知ったときから当該インサイダー情報が解除されるまで、当社および関係会社の株式等の売買等をしてはならない。

2. 第9条の規定によりインサイダー情報の報告をした役職員等は、その情報がこの規則によるインサイダー情報に該当しない旨の通知がされるまでは、自社株式等の売買等をしてはならない。

(インサイダー取引の適用除外)

第20条 次の場合は、インサイダー取引から除外される。

(1) 従業員持株会により買付ける場合（新規加入、金額変更および1回当たり100万円以上を除く）

- (2) 新株予約権の行使によって株券を取得する場合
- (3) 非分離型新株予約権付社債の行使により株券を取得する場合
- (4) その他法令において適用除外として認められた取引を行う場合

第6章 他社に関する情報管理および売買等の規制

(インサイダー情報を知った場合の措置)

第21条 当社の従業員等が、当社と契約を締結している上場会社のインサイダー情報をその契約締結または履行によって知ったときは、文書により室長等に申告しなければならない。

2. 室長等は、当該文書を管理し、業務の遂行のため必要と思われる場合は、文書により情報管理責任者に送付する。
3. 室長等は、業務の遂行のため必要と認める場合は、当該業務に関係のある者にそのインサイダー情報を伝達する。
4. 第1項により、他社のインサイダー情報を知った従業員等は、そのインサイダー情報を室長等以外の者に伝達してはならない。
5. 室長等は、インサイダー情報の社内外への漏洩防止に必要な措置をするものとする。

(インサイダー情報の解除)

第22条 前条に規定する上場会社が、そのインサイダー情報を公表したことを知った者は、遅滞なく情報管理責任者、室長等にその旨を通知しなければならない。

2. 室長等は、先にそのインサイダー情報を伝達した従業員等にその旨を伝達しなければならない。

第7章 雑 則

(解釈適用の疑義)

第23条 本規程の解釈について疑義を生じた場合は、情報管理責任者が代表取締役と協議の上、これを決定する。

附 則

1. 本規程は、平成28年6月24日から施行する。
2. 本規程の改廃は、取締役会の決議による。

(インサイダー情報管理6)